

【高知県立高知東高等学校】運動部活動に係る活動方針

学校教育目標

社会の有為な形成者としての資質を目指し、心豊かで、心身ともに健康で、開校の精神「立志」を大切にし、自ら判断して正しく行動できる人間を育成し、「さわやかで元気な学校づくり」に努める。

「来てよかった」「行かせてよかった」と思う学校づくり

～自ら目標を定め、情熱をもって限りなく前進する生徒の育成～

運動部活動の活動方針

- (1) 学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、規範の習得などを通して社会性、人間性の育成を図る。
- (2) スポーツに興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりすることを円滑に進めることができるようにする。

基本的事項

①運営に関すること

- (1) 部活動設置について
 - ・本校の教育活動の中に部活動及び同好会を設置する（詳細は、部活動要項を別に定める）。
 - ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、顧問教員や部活動指導員がついて指導にあたる。
 - ・部活動全体の推進を図るため、生徒指導部内に部活動総括顧問を設置する。
- (2) 指導体制について（顧問配置、外部指導者の活用等）
 - ・顧問、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。
 - ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用（部活動指導員、運動部活動サポート事業）等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- (3) 顧問会議、キャプテン会議について
 - ・顧問会議を原則2ヶ月に1回開き、各部の現状や課題を共有し、全員で課題解決に向けた取組を行う。
 - ・キャプテン会議を定期的に行き、活動について共通認識を図る。
- (4) 家庭、地域との連携について
 - ・部活動保護者会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。
- (5) 研修について
 - ・県が主催する研修会（運動部活動コーディネーター研修会、運動部活動指導力向上研修等）に参加し、その内容を顧問会等において校内に周知する。
 - ・各競技団体が行う研修会等を受講し、得られた内容は顧問会等で情報共有を行い、職員の指導力の向上を図る。
- (6) 部費又は集金の取扱いについて
 - ・管理職や事務職員等の指導を受け、出納簿作成や監査等、適切に取り扱う。

②活動に関すること

- (1) 施設や用具について
 - ・使用した設備の整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。
- (2) 事故防止や安全対策について
 - 〈①危機管理・救急マニュアル等の確認 ②環境確認・整備等〉
 - ・事故には十分留意し、怪我が起きた場合マニュアルの手順に沿って速やかに処置、管理職及び養護教諭に連絡・報告する。
 - ・原則として、活動の際には顧問が監督する。
 - * 熱中症への対策（測定器を活用し、時間帯を決め定期的に測定し状況を把握する）
 - 〈①活動前・活動中・活動後に水分・塩分の補給 ②適切な休憩 ③屋内外別のWBGT値などの判断基準や指標等〉
 - ①活動中にはこまめに水分補給と塩分補給を行いながら行う。活動前後にも水分・塩分の補給を行う。
 - ②活動中は、適切に休憩時間を設ける。
 - ③WBGT25℃以上の環境では水分・塩分の補給及び休憩を積極的に設け、WBGT31℃以上の場合は活動中止の判断を検討する。
- (3) 大会参加について
 - ・事前に「対外競技・文化活動参加許可願」を提出する。
- (4) 対外試合、合同練習等の実施について
 - ・他校または外部との試合・合同活動の際には、事前に「許可願」を提出する。
 - ・土曜日・日曜日・祝日等に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日に振り替えて確保する。
 - ・生徒の健康や学習面等を確保するためにも計画的に設定する。

③活動時間に関すること

(1) 休養日の設定

- ・少なくとも週1日の休養日を設定し、年間を平均して週2日以上の割合で休養日を設ける（原則として、平日1日、休日1日取得するよう努める）。

(2) 活動時間の設定

- ・〈平日〉2時間程度（練習は始業前(朝練習)と終業後(午後練習)の時間帯に行う。)
- ・〈休日〉3時間程度（遠征等のための移動時間は含めない。）
- ＊活動時間の延長（平日3時間程度・休日4時間程度の活動）については、生徒及び保護者の同意を得たうえで学校長が承認した部のみとする。
- ・〈長期休業中のオフシーズン〉 春季：2日、夏季：5日、秋季：2日、冬季：4日を基準とする。
- ・〈考査期間中〉 原則、行わないこととする。

ただし、考査終了日より2週間以内に大会があり校長が許可した場合に限り、体力や感覚の低下を防ぐ目的で、放課後に1時間程度の自主的練習を行うことを認める。

- ・〈終了・下校時刻〉 平日：18時30分までに練習を終了し、19時00分までに下校する。
休日：16時30分までに練習を終了し、17時00分までに下校する。

(3) 各部の活動一覧

	週のうち定休日（曜日）	オフシーズン（長期休業中）	休日の活動時間	備考
①バスケットボール部(男子)	非固定 (変動性で週1日休)	夏季7日、冬季6日、春季2日	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意済み
②バスケットボール部(女子)	非固定 (変動性で週1～2日休)	夏季7日、冬季6日、春季2日	3時間程度	* 平日朝練あり
③バレーボール部(女子)	非固定 (変動性で週1日休)	夏季5日、秋季2日、冬季4日、春季2日	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意済み
④バドミントン部(男子)	非固定 (変動性で週1日休)	夏季7日、秋季2日、冬季6日、春季2日	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意済み
⑤バドミントン部(女子)	非固定 (変動性で週1日休)	夏季7日、秋季2日、冬季6日、春季2日	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意済み
⑥ハンドボール部（男子）	月曜日	夏季5日、秋季2日、冬季5日、春季2日	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意済み
⑦ハンドボール部(女子)	月曜日	夏季5日、冬季4日、春季2日	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意済み
⑧ 卓球部	水曜、日曜	夏季5日、冬季5日、春季5日	3時間程度	
⑨ 陸上部	月曜、木曜	夏季5日、冬季5日、春季4日	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意済み
⑩ サッカー部（男子）	日曜日	夏季5日、冬季5日、春季4日	3時間程度	
⑪ サッカー部(女子)	非固定 (変動性で週1～2日休)	夏季5日、冬季5日、春季4日	3時間程度	
⑫ 野球部	非固定 (変動性で週1日休)	夏季4日、冬季5日、春季4日	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意済み
⑬ 水泳部	月曜日	夏季5日、冬季5日、春季4日	3時間程度	
⑭ レスリング部	水曜日	夏季5日、冬季5日	3時間程度	
⑮ 硬式テニス部	日曜日	夏季7日、冬季7日、春季5日	3時間程度	
⑯ 軟式テニス部	日曜日	夏季7日、冬季7日、春季5日	3時間程度	
⑰ 弓道部	土曜、日曜	夏季5日、冬季5日、春季4日	3時間程度	

評価と改善（上記①～③）

<p>①運営に関すること ②活動に関すること ③活動時間に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設定どおりに実施できたか。 ・特に実施できていなかった部活動は、何部だったか。 ・考えられる、実施できなかった要因は何か。 	<p>各部活動の顧問教員は、①運営、②活動、③活動時間について、設定どおりに実施できたかどうか、また実施できなかった要因について検証を行い、部活動顧問会議又は年度末の職員会議において情報を共有し、次年度の計画を立てる。</p>
--	--	---